

農業共済のあらまし（その二）

農業災害補償法では、前号で述べたように国が直接農業共済保険の再保険事業を行つて居るだけで、農家が出し合う掛金について、国がその一部を負担して農家の負担の軽減がなされて居ります。

国が負担している掛け金は総額で二〇億円ほど（昭和三十五年度予算）になつていて、農家が負担している掛け金総額八八億円を三二億円上廻つて負担している。その内水稻の場合は国庫負担額七八・四億円、農家負担額四七・二億円です。

昭和三十六年度の本村（上下穴馬地区全部）の水稻について見る

に、しかも健全に、「あらゆる農業災害を対象」に進めてゆく制度

は、諸外国の農業災害をみても他

に例はなく、農業災害補償制度の

特長となつて居ります。しかもこ

の外に事業運営に必要な業務費に

ついでも、国が必要経費を負担す

る建前をとつて、年額五〇億

円近い支出をし、農家負担事務費

は二八億円程度であります。

以上申し上げた国の負担分は、

料、農業共済組合連合会が政府農

り、農家の出した掛け金は、平均的

字である。言いかえますと農家負

担することになります。

市町村が行う場合は役場へ、農業

保険料と相殺され、國の再保険

組合が行う場合は組合へ）に

事業資金となり、或いは農作物、

とになる。

農業共済組合連合会に納める保険

料として組合に支

払うことになります。

市町村に於いては、この七三円と、國から交付

が、掛け金負担分については、実際

国家がこのように事業に直接にま

には農家の手に渡して、農家から

の場合は支払う保険金の

種別組合連合会（プラス国交付）

として、災害があつた場合はこの

責任額に対する掛け金の部分）の資

水稲二七・七三（プラス三八）

資金を使い保険金として組合に支

払うことになります。

市町村の通り、農家の協同と國家

の参加で農業災害に対して計画的

に対処されています。農業共済の

例にお願い申し上げます。

（二）

七九（プラス八一）

あらましについては今回を以つて

金として交付される。従つて、農

業共済特別会計に納める再

保険料と相殺され、國の再保険

組合には二七円が残り七三円が保

り、守ろう。（○曰く直接雨雪にあ

らないこと。（○曰く生水（特に谷

水）を呑まないこと。（○曰く野菜

類は中性洗剤で洗つて食べよう。

（○曰く生水（特に谷

水）を呑まうこと。（○曰く野菜

類は中性洗剤で洗つて食べよう。

（○曰く生水（特に谷

水）を呑まること。（○曰く野菜

類は中性洗剤で洗つて食べよう。